

論考

呪術系豫防醫療の一端——『淮南萬畢術』解析試論——

有馬卓也

はじめに

そもそも治療とは、發症した症狀があつて、その病因を究明することから始まる。これは現代も古代も大差あるまい。しかし、古代中國の場合、突き止められた病因が鬼であるとし、さらにそれが鳥の姿をしているとすることがある。もともと鳥が病氣に止まらず廣く厄災をもたらすものと考えられていたことは經書などにも廣く見られ、たとえば『春秋左氏傳』襄公三十年には天鳥が災害と結び附けられ、また『周禮』には天鳥を射殺す役職

の庭氏⁽²⁾や天鳥の巢を除去する役職の哲蔭⁽³⁾氏の記述がある。こういった厄災の原因としての鳥については、山田慶兄氏が『夜鳴く鳥』⁽⁴⁾の中で既に詳細に論じておられる。

本稿は治療の延長にある呪術系の豫防醫療について論じる。もし病因が鳥の姿をした鬼だとすれば、その病氣の豫防は鳥を追い拂うことに他ならない。こういった豫防醫療はやがて醫書から姿を消し、歳時記などに置き換えられていく。もともと、より効果の高い新しい治療が出てきた時、効果の薄い古い治療は淘汰されていく運命にあるが、呪術系の豫防治療などは追儼などの年中行事

として生き残っていく。換言すれば、呪術系治療は醫學系のそれに淘汰されていくが、豫防法としては禁忌などという形でその命脈を保ち續けたということである。一例を挙げておこう。

世俗の言に曰く「……戸櫛を枕にして臥する者は、

鬼神、其の首を躡ふむ」と。(『淮南子』氾論訓)

『風俗通』に曰く「俗説に「臥するに戸の砌に枕すれば、鬼、其の頭に陥り、人をして癩を病ましむ」と。

(『太平御覽』卷七三九・疾病部・癩)

これは當時の禁忌を伝える文だが、『淮南子』の「鬼神が其の首を躡む」だけでは、禁忌を侵した場合にどうなるのか判然としない。ところが同じ主旨の文が『風俗通義』には最後に「人をして癩を病ましむ」とあり、この「戸の敷居を枕にして寝るな」という禁忌が「癩」豫防であることが明示されている。このように、禁忌はそれを侵した場合にどうなるのかを直接的に明示する例はさほど多くない。『淮南萬畢術』(以下『萬畢』と略記)や『淮南子』説林訓のように、短言レベルで様々な事象

が語られる場合、上記したような症状・病因の提示が一切省略され、單に治療法や豫防法のみが語られることが多く、ややもすれば短言の眞の意味を看過してしまう。

本稿の目的は『萬畢』に存する様々な處方のうち、豫防醫療の延長上にあると思われるものを見極めることにある。そのためには、病氣の當時における症状・病因・治療の一般的認識を理解しておく必要がある。さらに、病氣の絞り込みを行う必要があると考え、本稿では「驚」という症状を手掛かりに論を進めることとする。「驚」としての「驚」は、後には「驚風」「驚邪」「驚癇」「驚啼」「卒驚」などと細分化されて表記されるが、これは小兒科でよく取り上げられる症状の一つで、現代的に言えば脳の慢性疾患である癩癇に見られる「痙攣」「硬直」「意識の消失」「感情の變化」等の症状の總稱と考えられる。ただし、この「驚」という症状は他の多くの病氣に共通する症状でもある。さらに本稿は前漢期の『萬畢』の豫防の用例を主たる対象としており、當時はその症状に比定される病氣も後世ほど細分化されていない状

況にあった。したがって、本稿では魏晉期から隋唐期までの時点で「驚」と似たような症状を持つ「癩癇」「風癇」「驚癇」「癩狂」「无辜」「注病」「魑」「客忤」などと呼ばれていた病氣、さらに「驚啼」「夜啼」「偃啼」などのグループも考察の対象に含めた。

以下、第一節では「驚」の症状と病因を、第二節では「驚」の治療を紹介する。兩節では、『五十二病方』⁽⁷⁾に加えて、やや時代は降るが、これと同質のものを収める隋唐期の醫書などを、特に平安時代に藤原佐世によって編集された『醫心方』⁽⁸⁾の卷二五(小兒科)所收のものを資料として使用する。なお、本稿で『醫心方』を資料として用いるのは、『萬畢』の集本を製作した葉德輝も本書に注目していたように、『萬畢』からの直接引用もある以外に、『萬畢』と極めて近似した内容の諸書からの引用が『醫心方』には見られるからに他ならない。⁽⁹⁾そして第三節で「驚」の豫防について『萬畢』を中心に考えていく。そして、筆者が拙稿「『淮南萬畢術』研究序説」⁽¹⁰⁾において少しく言及した假説の検証を行いたい。

一 「驚」の症状と病因

本節では、「驚」という症状をもたらす病氣とその病因について、前漢時代の一般的な見方を整理しておきたい。ただし、その用例はさほど多くない。『萬畢』の(八〇)に「驚」の字が認められるが、これは三節の豫防で言及することとし、ここではまず『五十二病方』の「嬰兒病間方」「嬰兒癩」、及び『醫心方』卷二五に見える用例をいくつか示しておく。

嬰兒病間方。……間とは、身熱くして數しば驚し、頸脊強ばりて復大なり。(『五十二病方』嬰兒病間方)
 嬰兒癩。嬰兒癩は、目眦蹙然として脅痛み、息癭癭然として尿化せずして青し。(『五十二病方』嬰兒癩)
 『病源論』に云ふ、癩は小兒の病なり。十歳已上を癩と爲し、十歳已下を癩と爲す。其の發するの状、或は口眼相引きて目睛上に搖れ、或は手足掣縱し、或は背脊強直し、或は頸項反折す。(『醫心方』卷二五・治小兒癩病方第八九)

「紙幅の都合により多くを示せないが、『五十二病方』の「間(癩)」の「驚」「頸脊強ばる」⁽¹³⁾、「瘰」の「目鯨蹠然(白目をむく)」「脊痛み」「息癯癯然(喘ぐ)」、諸病源候論の「口眼相引き」「目睛上に搖れ」「手足掣縱」「背脊強直」といった概ね共通する症状が認められる。

次に病因に關する記述を見てみよう。いずれも『醫心方』所收のものである。

〔産經⁽¹³⁾〕母疾あるに行ふに乳を以てすれば、兒をして癲狂を病ましむ。〔醫心方〕卷二五・小兒初與乳方第七

『病源論』に云ふ「……其の發するの源は、皆三種に因る。三種は、風癩・驚癩・食癩、是れなり。風癩は、衣厚きに因りて汗出でて風入り之を爲す。驚癩は、驚怖に因りて大啼し乃ち發す。食癩は乳哺の節ならざるに因りて成る所なり。然るに小兒の氣血は微弱なれば、傷動を爲し易し。此の三種に因りて變じて諸癩を作す。〔醫心方〕卷二五・治小兒癩病方第八九」

『病源論』に云ふ「小兒に魑病⁽¹⁴⁾ある所以は、婦人懷娠するに、惡神の其の腹中の胎に導り、妬嫉するが如くして小兒を制伏することありて、病ましむるなり。妊娠せし婦は必ずしも悉く魑を制するあたはず。人時に此あるのみ。魑の疾たるは、微微として下るを喜ぶ。寒熱に去來ありて、毫も毛髮鬢鬢として悦ばざるは、是れ其の證なり」と。〔醫心方〕卷二

五・治小兒魑病方第九〇）
一番目の『産經』は母の疾に關して細かな説明がないので斷言はできないが、『諸病源候論』の一番目とともに經驗醫學に基づく記述であろう。注目すべきは三番目の例である。病因としての鬼(惡神)は、妊娠中にも胎兒に影響を與えると考えられていた。この考え方がベースとなつて妊婦への禁忌として示されることになろう。また「客忤」には次のようにある。

『病源論』に云ふ「小兒の客忤は、是れ小兒の神氣懶弱にして、忽ち非常の物あれば、或は是れ未だ識見を経ざるの人の之に觸るれば、鬼と神氣相忤ひて

病を發す。之を客忤と謂ふなり。……」と。(『醫心

方』卷二五・治小兒客忤方第九一)

『千金方』に云ふ「少小に客忤の病ある所以の者は、是れ外の人來れば、氣息の之に忤ふ。一名は中人。

是れ客忤と爲すなり。是の家人或は房を別にし戸を

異にすと雖も、是れ乳人父母或は外より還ると雖も、

衣服或は履を経て、鬼神麤惡の暴氣、牛馬の氣、皆

忤を爲すなり」と。⁽¹⁵⁾(『醫心方』卷二五・治小兒客忤方

第九一)

ここに示した用例においても、「鬼」「鬼神麤惡の暴氣」といった語が見え、こういった鬼が癩癩の症状をもたらすと考えられていたことがわかる。贅言すれば、病因の真相解明ができていないが故の、解釋装置としての鬼の記述であることは言うまでもない。解釋装置としての鬼は、醫療技術が進み病因の真相が明らかにされる時代が到來するまで、當然のこととして語られていた。

二 「驚」の治療

醫學系治療が中心の武威漢簡には「驚」の呪術系治療法の用例は見られないが、『五十二病方』では「嬰兒病間方」「嬰兒瘰」「顛疾」「魃」の四つが、本稿で取り上げる病状を示すものである。ここには呪術系治療が數例掲げられている。まずそれを見てみよう。

嬰兒病間方。靄尿三果を取り、治きて、豬の煎じたる膏を以て之に和す。小嬰兒は水「半」斗を以てし、大なる者は一斗を以てす。三分せし「和の」一分を取りて水中に置き、撓せて以て之を浴ぶ。之を浴ぶるに頭上より始め、下りて身を盡くす。四支は濡らす母れ。「二日に」一たび浴ぶれば、三日にして已ゆ。已に「浴ぶれば、輒ち」「其の」水を園中に棄つ。(『五十二病方』嬰兒病間方)

嬰兒瘰。……屋の榮なる蔡を「取りて」、薪もて之を「燂きて」■匕焉。溼シヤませ汲むこと三たびの渾シヤリを「爲し」、盛るに栝を以てす。因りて匕に唾して、之

を祝して曰く「嘖く者は、はげ、はげしく嘖く。上■箕星の如く、下は臍血の如く、若を門の左に取り、若を門の右に斬らん。爲し若已めざれば、若を市に磔な薄にせん」と。因りて匕を以て周く嬰兒の瘰の所を搯なでて、之を椀水中に洒ぐ。之を候うに、血の蠅羽の如き者あらば、之を垣に棄つ。更に水を取り、復匕糸に唾して、以て搯なぶること前の如し。徽しほなければ、數しば之を復す。徽しほ盡くれば止む。令よし。(『五十二病方』嬰兒瘰)

顛疾。先に白鷄・犬矢を侍まもふ。發おれば即ち刀を以て其の頭を刻きき、「顛より」項に到る。即ち犬矢を以て之を■。而して雞の■を中より刻ききて、其の犬矢を以て濕らす所の者を冒おふ。三日にして已ゆ。已ゆれば即ち冒ふ「所の」雞を執とて、之を食ふ。■已ゆ。(『五十二病方』顛疾)

「魃」。禹歩すること三たび、桃の東の根ねを取り、中より別ち、■の倡を爲り、而して門の戸の上に筭すること各おの「一」。(『五十二病方』魃)

「唾」「嘖」「禹歩」といった呪術系治療のほか、「蠶尿」⁽¹⁷⁾「犬矢」などを材料とした藥劑、「浴びる」「なでる」などの處方を見ることが出来る。本稿は治療の解析を目的としていないので、ひとまず用例の列擧に止めておく。次に『醫心方』の卷二五の治療の記述を見てみよう。

伏翼(『千金方』)、母の衣帶の灰(『病源論』)、麝香・熱き馬矢・衣中の白魚(以上『小品方』)、干しし牛矢(『玄惑方』)など、様々な藥材を用いた數多くの處方が見られるが、ここではすべてを提示することはできないので、呪術系治療の中から興味深いものを二つほど紹介しよう。

『蘇敬本草』注に云ふ「白馬の眼は小兒の魃を療す。母之を帶ぶ」と。(『醫心方』卷二五・治小兒魃病方第九〇)

『極要方』。蚯蚓矢・竈中黄土もて、等分して散と爲し、水もて和して兒の頭上及び手心に塗る。(『醫心方』卷二五・治小兒客忤方第九二)

唐・蘇敬の『新修本草』の白馬の眼は『備急千金要方』や『普濟方』等においても癩癩の藥として見える。

母親が身につけるとあるので、或いは妊娠中のお守りの可能性もある。『極要方(佚書、未詳)』の蚯蚓矢・竈中黄土は、いずれも『五十二病方』の段階で藥劑として用いられる(ただし對象とする病氣は異なる)。

以下は「驚」と深く關わる「啼」の例である。

『龍門方』。鏡を取りて床脚に繫げば即ち止む。(『醫心方』卷二五・治小兒夜啼方第九二)

又(『龍門方』)方。臍の上に書して田字を作せば瘡ゆ。(『醫心方』卷二五・治小兒夜啼方第九二)

『集驗方』。空井の中の草を取りて戸上に懸く。母をして知らしむる勿れ。(『醫心方』卷二五・治小兒夜啼方第九二)

ここには「龍門方(佚書、未詳)」の鏡や呪文を用いた治療、或いは『集驗方』¹⁸⁾の枯れた井戸の中に生えている草を用いた治療が見える。視覚では捉えられない病因としての鬼を映し出すものとしての鏡の役割については稿を改めて考えたい。

以上、簡單ではあるが、「驚」を症状とする諸病の病

因とその呪術系治療を概観した。次節では、これらの記述を踏まえて『萬畢』の諸記述の意味を考えていくことにする。

三 「驚」の豫防

ここまでの考證によって得られた症状としての「驚」に關する事柄をここで整理しておこう。

「驚」とは失神やひきつけ、痙攣などの症状をあらわす言葉であり、主に癲癇や魅・客忤などと名附けられる病氣のほか、驚啼・夜啼なども關連づけられるものである。この症状は呪術系醫療においては、鬼に病因があるとす。また、この「驚」は主に夜間に發症することから、鬼は「天鳥」として語られることもある¹⁹⁾。以上が「驚」を發症する病氣と病因の概要である。また、その治療については、『五十二病方』では「呪」による回復が中心であり、このことから、この時期(戰國末から前漢初期)においては、「驚」という症状に對して經驗醫學は未だ確實な對處法を見出していなかったとも言える。

さらに『醫心方』を紐解くと、様々な材料を用いた薬の外に、鏡や呪文を用いた呪術系治療も存した。このような確実な治療法をもたない病氣に對しては、必然的にかからない豫防が求められることになる。

これらの基本情報をもとに、以下『萬華』に見える豫防の用例を見ていく。

まずは「驚」の用例である。

劍を抜きて戸に倚れば、兒夜に驚せず。(抜劍倚戸、兒不夜驚)⁽²⁰⁾ (『萬華』八〇)

ここには「驚」のほかに「夜」の語も見られ、鬼の侵入を防ぐために抜いた劍を戸口に立てかけると考えて大過あるまい。鬼が戸口から侵入するものであることは、本稿の冒頭で示した『淮南子』『風俗通義』や、二節で示した『五十二病方』の「魃」に等しい。『五十二病方』には「桃の東の柵えだを取り、中より別ち、■の偈を爲り、而して門の戸の上に筭すること各おの「一」とあつて、東に向いた桃の枝で作った人形を門の上に懸けていた。破邪の効果を持つ桃を素材としていることもあり、これ

が目指す所は戸口に立てられた抜き身の劍に等しい。しかも、退ける對象が小兒の「驚」の症状をもたらす鬼で「魃」に近似する。

『萬華』で「驚」字が出現するのは右の一條のみである。以下、関連すると思われる用例を連鎖的に提示していく。

まず病因とされる梟の用例である。

甌瓦は梟の鳴くを止めしむ。(注)破れし甌瓦を取りて、向ひて之に抵あつれば輒あち自ずから止む。物相其の性に勝るのみ。(甌瓦止梟鳴)⁽²¹⁾ (注)取破甌瓦、向抵之輒自止。物相勝其性耳。⁽²²⁾ (『萬華』四四)

追ひ拂うのではなく鳴き止ませるのが目的となつてゐる。すなわち天鳥は鳴くことによつて發病させるという考えがあつたのであろう。そうであれば、追ひ拂わずとも、鳴かないようにすれば十分に豫防はできることになつてゐる。本文では甌瓦であつたものが、注では破甌瓦となつてゐるのも注意すべきであらうが、その理由は未詳である。

次は病因としての夜鳴く鳥の對極にあると言える朝を告げる鶏の用例である。

狐桃の枝の券は雞をして夜鳴かしむ。〔注〕狐桃の南北に行きし枝の長さ三尺を取り、折りて以て券と爲し、塗るに三歳の雄雞の血を以てし、夜棲下に居けば則ち鳴く。(狐桃枝之券、令雞夜鳴。²³〔注〕取狐桃南北行枝長三尺、折以爲券、塗以三歲雄雞血、夜居棲下則鳴。)(『萬華』四八)

道具として桃の札が使われている點で破邪の効果が期待されていることは疑いない。鶏が夜鳴くことを不吉とする用例は多い。だからこそ破邪の効果があつたとされる桃の札を併用するのではないか。さて、夜に鶏を鳴かせることの意味だが、たとえば『古今注』卷四に「鶏は一名燭夜」とあり、『荆楚歲時記』正月注に『易緯通卦驗』を引いて「雞は陽鳥なり」とあり、『風俗通義』卷八祀典・雄雞に「鬼神を祀るには皆雄雞を以てす」「雞は主として死を禦ぎ惡を辟くるなり」とあるように、鶏は夜の暗闇を照らすものとして位置づけられる。假に鶏

鳴を朝の到來と考えれば、強制的に朝を到來させ、夜鳴く鳥(鬼)を封じようとする呪術的行爲と考えることができる。桃札に三歳の鶏の血を塗ることについては、『葛氏方』の卒死の治療にも「雄鶏の冠の血を取り、兒の口の上に臨みて、割きて血をして出ださしめ、兒の口に漉らして喉に入れるれば、便ち活く。」(『醫心方』卷二五・治卒死方第九七)などあり、通じるものがある。桃札が桃の木の南から北へのびる枝で作ったものでなければならぬ理由、その長さが三尺でなければならぬ理由等については今後の課題である。

以上三つの用例は、一つ目はもちろんのこと、残り二つとともに病氣豫防のものと考えてよいかと思われる。次に補足として、周邊の用例をいくつか提示しておきたい。

第一に、治療の際、音が關係してくる可能性があるという點。すなわち、音が持つ呪力によって、鬼を退けるという治療である。

銅甕 雷鳴す。〔注〕沸湯を取りて銅の甕の中に著

け、塞ぐこと堅密にし、之を井中に内る。則ち雷鳴
 数十里に聞ゆ。(銅甕雷鳴。⁽²⁵⁾〔注〕取沸湯著銅甕中、塞
 堅密、内之井中、則雷鳴聞数十里。)(『萬畢』三)

熱せられて内部の空氣が膨張した銅製のカメが急激に
 冷やされることでへこむ際に音が鳴ることを言い、それ
 が雷の音のようであるという。それだけなら科學系とも
 言えるが、問題は何のために擬似雷鳴をおこすのかとい
 う点にある。たとえば虎などの猛獸を威嚇し遠ざけるこ
 とが一つ考えられる。『萬畢』には、同様に虎を遠ざけ
 るものとして「角を焼きて山に入れば、虎豹自ら遠ざ
 ぐ」(二三八)、虎の接近を知らせるものとして「虎嘯けば
 則ち谷風生ず」⁽²⁷⁾(七七)などがある。ただ、ここでは大
 きな音による破邪を目的としたものである可能性が高い
 と考える。注において、その音を川や湖ではなく井戸の
 中で出すという点を考えねばなるまい。音が反響する筒
 状の井戸⁽²⁸⁾は村落の共同使用であったことが想像でき、假
 にそうだとすれば、村落共同體における音の呪力による
 邪氣拂いということになる。加えて、病をもたらずもの

は井戸から侵入するという例もあり、音の呪力による疫
 鬼の侵入を防ぐという見方も成立する。音の呪力につい
 ては改めて検討する豫定だが、たとえば日蝕の際に太鼓
 を打ち鳴らすことは『春秋公羊傳』の莊公二五年に見え
 るし、また巫が祈禱を行う際、或いは追儼を行う際など
 に、必ず音を伴うことは周知のことであろう。音を鳴ら
 す技法の説明の背景に、こういった文化があり、それが
 共同體における病氣豫防であった可能性は高いと思われ
 る。こういった發想が可能かどうかも今後の課題になる。
 これに類すると思われる用例をもう一つ挙げておきた
 い。

牛膽は釜を鳴らす。(注)牛膽を取りて以て熱釜に
 塗れば、即ち自ずから鳴る。(牛膽鳴釜。⁽³¹⁾〔注〕取牛
 膽以塗熱釜、即自鳴矣。)(『萬畢』四〇)

本條も釜がひとりでに鳴るようにすることによって得
 られる効果が不明である。もちろん奇術めいた方術系と
 もとれるが、所謂釜鳴との關連も想起され、音そのもの
 に意味があるとも解釋できる。その場合、音の呪力によ

って、厄災をもたらず鬼を追い拂うことが期待されているのではないか。

第二に病因が鬼であるならば、次の用例はどうであろうか。

家墓の黍きびを取りて、兒に啖くはせば、母を思はず。

〔注〕新家の前の祠の黍を取りて、用て兒に啖くはせば、則ち母を思はざるなり。(取家墓黍、啖兒不思母。³⁴)

〔注〕取新家前祠黍用啖兒、則不思母也。³⁵(『萬華』一〇)

注に言う新しい墓は恐らく子供の母親のものであろう。すると、これは子供に死んだ母親のことを思わなくさせるといふ心进行操作する呪術だが、なぜそのようなことをする必要があるのであるのか。詳細は改めて考える豫定だが、この場合、母が疫鬼になるのを阻止するためと考えるのがよいように思われる。

これと同質のものを一つあげておこう。

竈の土は故郷を思はず。〔注〕竈の前の三寸方半寸を取りて、中の土を取りて之を持っては、遠くに出づるも、人をして故郷を思はざらしむ。(竈之土不思故

郷。³⁶〔注〕取竈前三寸方半寸、取中土持之、遠出令人不思故郷。(『萬華』六)

これは竈の土を持たせておけばホームシックにならないという、これも心进行操作する呪術である。嫁ぐ娘や出征する兵士に持たせるものと考えるのが一般的かとも思われるが、出征する兵士の場合、戦死することも想定内であつたらう。とすれば、以下のような解釋も可能になるのではないか。すなわち、可能性として戦死した場合に疫鬼となることを豫防するという考え方も成立する。というのも、たとえば『淮南子』説林訓「兵死の鬼は神巫を憎む」の高誘注に「兵死の鬼は善く病を人に行ふも巫能く祝効して之を殺す」とあり、『論衡』死僞篇に「彊死者は能く鬼と爲る」とあるように、祀られることのない戦地で死んだ兵士は必ず鬼となって病氣や厄災をもたらずものとされていたからである。

最後に鬼を退けるといふ點で、『萬華』の中に後に歲時記に組み込まれた用例があるので、それをあげておこう。

石を四隅に埋むれば、家に鬼なし。(注)圓石を四隅に埋め、桃弧七枚を雜ゆれば、則ち鬼殃の害なし。獨り今のみに非ざるなり。(埋石四隅、家無鬼。(注)埋圓石於四隅、雜桃弧七枚、則無鬼殃之害。非獨今也。)(³⁹)『萬畢』五)

本文では「鬼なし」と言うのみであるが、病氣或は厄災を豫防する行爲としてこの呪術があったことは明白である。ただし、後にこの文は『荆楚歲時記』においては十二月暮日の行事として「宅の四角を掘り、各おの一大石を埋め鎮宅と爲す」と語られ、さらに『玉燭寶典』『歲時廣記』にも繼承されている。

以上、本節で取り上げた『萬畢』の用例を總合的に見た時、以下の點に氣附く。まず第一に巫或いは巫醫の存在が見えてこない點、換言すれば一般人でも可能な術が記されているという點である。これは豫防に求められる道具がいずれも容易く入手できるものであり、さらに特定の呪文などの知識も求められていないことに因るものと思われる。『五十二病方』や『醫心方』が引く諸書の

治療が巫ないし巫醫の知識を必要としていたのとは一線を畫する。そもそも豫防とは醫師の直接的介入を必要としない行爲であるし、ここから『萬畢』の書物としての性格をうかがい知ることもできよう。第二に呪術系の病氣豫防と病氣治療とで用いられる藥劑や道具の近似性をあげることができよう。様々な植物や動物、弓・劍・竈の土はもとより、本稿では取り上げなかったが、鏡に關する記述も『萬畢』には存する。⁽⁴⁰⁾

これらの點については、今後改めて個別に檢證していきたい。

おわりに

本稿では小兒に「驚」という症狀をもたらす病氣について、その病因・治療を整理した上で、『萬畢』に見える豫防の用例、及びそれに多少なりとも結びつきがあると思われる用例を檢討した。記述の眞意を取り難かった用例、或いは單なる禁忌として捉えられていたものが、實は特定の病氣豫防のための醫療行爲として認定し得る

可能性を提示した。本稿のみで結論を出すのは難しいが、多彩な内容を持つ『萬畢』の一面は示せたと考える。

最後に一言附しておく、本研究は楠山春樹氏によって「その中心をなしているのは同類相感の理にもとづく一種の呪術である」「それは、特別な修業を積んだり、特殊な生活環境の中にある方士の行う術というよりも、むしろ日常生活にも密着して民間に行われていたおまじないの類である⁽⁴¹⁾」と位置づけられた『萬畢』を、より具體的に立證していこうとするものでもある。本稿の呪術系醫療行為の研究に始まり、本稿でも少しく言及した「心を操作する呪術」「音の呪力」の他、「生活のための知恵」「化の思想」等、明らかにしていかねばならないものは多い。そして、これらを概観した時、拙稿「淮南王國の八十年⁽⁴²⁾」及び「劉安登仙傳説の成立と傳播⁽⁴³⁾」で言及した劉安登仙傳説の傳播を可能にした文化的背景の理解、及び『淮南子』の隨所に見られる同質の文化的背景に基づく言説の眞正理解に至れるものと考えている。

主な参照文献(注に提示したものを除く)

- ・赤堀 昭『武威漢代醫簡について』(『東方學報』五〇、一九七八)
- ・王毓榮『荆楚歲時記校注』(文津出版社、一九八八)
- ・大形 徹『神農本草經』にみえる「鬼」について(『人文學論集』一一、一九九三)
- ・大形 徹「鬼」系の病因論―新出土資料を中心として(『大阪府立大學紀要(人文・社會科學)』四三、一九九五)
- ・大形 徹「氣」系の病因論―張家山漢簡を中心として(『人文學論集』一二、一九九五)
- ・大形 徹「疫鬼について―顛頊氏の三子を中心にして(『人文學論集』一六、一九九八)
- ・甘肅省博物館・武威縣文化館『武威漢代醫簡』(文物出版社、一九七五)
- ・高國藩『中國巫術通史』(鳳凰出版社、二〇一五)
- ・小曾戸洋『中國醫學古典と日本―書誌と傳承―』(塙書房、一九九六)
- ・小南一郎「漢代の祖靈觀念」(『東方學報』六六、一九九四)
- ・小南一郎「桃の傳説」(『東方學報』七二、二〇〇〇)
- ・朱新林『淮南萬畢術』考論(『管子學刊』二〇一三、二〇一三)
- ・中村 喬『中國の年中行事』(平凡社、一九八八)
- ・中村 喬『中國歲時記の研究』(朋友書店、一九九三)

・中村裕一『中國古代の年中行事―春・夏・秋・冬』(汲古書院、二〇〇九、二〇一一)

・廣瀬薫雄・名和敏光(譯)『五十二病方』の新たな整理と研究」(『中國出土資料研究』一七、二〇一三)

※本稿は九州中國學會平成二九年度大會(於佐賀大學)での口頭發表「中國古代呪術系醫療の一端―「驚」の豫防を中心に―」に加筆・修正したものである。

※本研究は科學研究費助成事業(基盤研究(C) 課題番號15K02033)による成果の一部である。

註

(1) 『春秋左氏傳』襄公三十年に「或るもの宋の大廟に叫ぶ。「譚譚出出」と曰ふ。烏亳社に鳴く。「譚譚」と曰ふがごとし。甲午、宋大災あり。宋の伯姬卒す。」とある。

(2) 『周禮』秋官・庭氏に「國中の天鳥を射ることを掌る。若し其の鳥獸を見ざれば、則ち日を救ふの弓と月を救ふの矢とを以て、之を射る。若し神なれば、則ち大陰の弓と枉矢とを以て、之を射る。」とあり、鄭玄注に「鳥獸を見ずとは、夜來りて嗚呼して怪を爲す者を謂ふ。獸は狐狼の屬。鄭司農云ふ「日を救ふの弓・月を救ふの矢とは、日月の食に作りし所の弓矢を謂ふ」と。玄謂ふ、日

月の食は、陰陽相勝つの變なり。日食に於ては則ち大陰を射、月食には則ち太陽を射るか。神とは、鳥獸の聲に非ずして、或は宋の大廟に譚譚出出と叫ぶ者のごときを謂ふ。」とある。

(3) 『周禮』秋官・哲族氏に「天鳥の巢を覆すを掌る。方を以て十日の號・十有二辰の號・十有二月の號・十有二歳の號・二十有八星の號を書して、其の巢の上に懸け、則ち之を去らしむ。」とある。

(4) 山田慶兒『夜鳴く鳥―醫學・呪術・傳説―』(岩波書店、一九九〇)。

(5) 紙幅の都合上、多くは語れないが、『淮南萬畢術』は戰國から前漢に至る民間レベルにおける醫學・藥學・博物學・傳承・禁忌・呪術、さらに日常生活に關する知恵の集積である。詳細については、拙稿『淮南萬畢術』譯注(一、七)、『東洋古典學研究』三四、四〇、二〇一二、二〇一五、『淮南萬畢術』拾遺(一、四)、『東洋古典學研究』四一、四四、二〇一六、二〇一七、及び『淮南萬畢術』研究序説(『東洋古典學研究』四〇、二〇一五)を参照されたい。なお本稿で引用する『淮南萬畢術』には葉德輝本の通し番號を附した。

(6) 癩癩と病因としての鬼神については山田慶兒氏が『中國醫學の起源』(岩波書店、一九九九)の第4章「最初の臨床醫學書」において『五十二病方』を材料としつつ

種々言及しておられる。

- (7) 本稿ではテキストとして馬王堆漢墓帛書整理小組編『馬王堆漢墓帛書(肆)』(文物出版社、一九八五)を使用し、その他の諸注を参照した。
- (8) 本稿ではテキストとして『國寶半井家本醫心方』(オリエント出版、一九九二)を使用し、その他の諸注を参照した。
- (9) たとえば『醫心方』にしか見られない『如意方』『靈奇方』『得富貴方』『枕中方』などは『萬畢』との近似性が高い。これらについては、注(5)既出の拙稿『淮南萬畢術』拾遺』にまとめて掲載している。
- (10) ただし現行本が存する『巢氏諸病源候總論』『備急千金要方』については、『四庫全書』本も参照した。
- (11) 注(5)既出論文。
- (12) 『四庫全書』本により『醫心方』の「目精」を「目睛」に、また「挾」を「搖」に改めた。なお「目睛」は「醫心方」にも「精」の横に「睛」と修正が入っている。
- (13) 佚書。『隋書』經籍志・子・五行に「産經」一卷とある。また『日本國見在書目録』醫方家に「徳貞常撰『産經』十二卷」とある。
- (14) 『四庫全書』本により『醫心方』の「魃」を「魃」に改めた。以下同じ。
- (15) 『四庫全書』本『備急千金要方』により、「鹿」を「麤」に、「異氣」を「暴氣」に改めた。
- (16) この問題については、坂出祥伸氏の「馬王堆漢墓出土『五十二病方』における呪術的醫療の一側面―『禹步』『唾』『噴』による治療の意味―」(『東方宗教』一〇六、二〇〇五、後に坂出祥伸『道家・道教の思想とその方術の研究』汲古書院、二〇〇九)が詳しい。
- (17) 小曾戸洋・長谷部英一・町泉壽郎『馬王堆出土文獻譯注叢書 五十二病方』(東方書店、二〇〇七)は『神農本草經』卷下に見える「雷丸」であろうとする。
- (18) 佚書。『隋書』經籍志・子・醫方に「姚大夫集驗方」十二卷とある。また『日本國見在書目録』醫方家に「集驗方」十二卷 姚僧垣撰』「集驗」十二卷 姚大夫撰』とある。
- (19) たとえば『荆楚歲時記』が引く「姑獲」(『太平御覽』卷一九・時令・春中所引)や「鬼車鳥」(『太平御覽』卷九二七・異鳥・鬼車所引)の用例などもあるが、漢代の病因論でこれを直接引くものは未見。
- (20) 葉德輝注に『太平御覽』三百四十四。又七百三十六引、無夜字、戸作門。『事類賦』劍部引作、拔劍倚戸、兒夜不驚。」とある。
- (21) 葉德輝注に『太平御覽』七百三十六。又九百二十七。慧琳『一切經音義』四十二引文。」とある。
- (22) 葉德輝注に『太平御覽』九百二十七。又七百三十六

- 引作、取甌底抵之則止。『北戸録』一引云、甌瓦止鼻鳴、取破甌向鼻抵之、甌自止也。」とある。
- (23) 葉德輝注に「藝文類聚」八十六。『太平御覽』九百十八引、券作象。文亦有脫誤。」とある。
- (24) 葉德輝注に「藝文類聚」二十八。」とある。
- (25) 葉德輝注に「太平御覽」七百五十八。又七百三十六同。」とある。
- (26) 葉德輝注に「太平御覽」七百五十八。又七百三十六引作、取沸湯置甕中、流(鮑本作沈。茲據明刻。)之井裏、則鳴數十里。」とある。
- (27) これについては、谷風を東風(春風)とも解釋でき、そこから豊作祈願の古い・願掛けといった占候系とも解釋できる。
- (28) 筒狀の井戸の方が音が反響して大きくなる点については、眞柳誠氏から指摘を受けた。感謝申し上げる。
- (29) 共同利用としての井戸を想起させる用例は『萬華』(一一)に「三家井」、(五一)に「三家不汲井」という形で見える。
- (30) たとえば傷寒病の用例ではあるが、『靈奇方』(「醫心方」卷一四・避傷寒病方)に「正月未日。夜蘆炬の火を以て、井及び厠・白の中を照らせば、百鬼走けて入らず。」とあり、疫鬼の侵入経路に井戸・厠・白などが挙げられ、井戸についてはさらに「正月旦、若しくは十五日。麻子・小豆各おの二七枚を投じて、井中に入る。一年の溫病を避く。」ともある。
- (31) 葉德輝注に「太平御覽」七百五十七。」とある。
- (32) 葉德輝注に「太平御覽」七百五十七。又七百三十六。又八百九十九。」とある。
- (33) 釜鳴については、佐々木聰「釜鳴をめぐる怪異觀の展開とその社會受容」(『大阪府立大學人文學會 人文學論集』三五、二〇一七)を参照した。
- (34) 葉德輝注に「太平御覽」八百五十。」とある。
- (35) 葉德輝注に「太平御覽」八百五十。又七百三十六引作、取家祠黍以啖兒。兒不思母。疑是一條錯出。家家字形相近易譌。」とある。
- (36) 葉德輝注に「太平御覽」三十七。」とある。
- (37) 葉德輝注に「太平御覽」三十七。按「醫心方」引如意方令人不思術云、遠行懷竈土、不思故郷。即本此。」とある。
- (38) 葉德輝注に「太平御覽」五十一。」とある。
- (39) 葉德輝注に「杜臺卿『玉燭寶典』十二月。按『太平御覽』五十一引作、取蒼石四枚及桃枝七枚、以桃弧射之。乃取堅埋弓矢四隅、故無鬼殃。又三十三引作、歲暮臘、埋圓石于宅隅、雜以桃弧七枚、則無鬼疫。『歲時廣記』三十九引云、臘日埋圓石于宅隅、雜以桃弧七枚、則無鬼疫。『寶典』所引稍有増消。」とある。

(40) 『萬畢』(一三三)に「高く大鏡を懸くれば、坐して四鄰を見る。〔注〕大鏡を取りて高く懸け、水盆を其の下に置けば、則ち四鄰を見る」とある。

(41) 楠山春樹「淮南中篇と淮南萬畢」(秋月觀暎『道教と宗教文化』(平河出版社、一九八七)。後に楠山春樹『道家思想と道教』(平河出版社、一九九二))

(42) 『中國研究集刊』二五、一九九九。

(43) 『中國研究集刊』四六、二〇〇八。

執筆者紹介

有馬	卓也	広島大学大学院文学研究科教授
加藤	千恵	立教大学現代心理学部教授
金	志玆	ソウル大学校人文大学副教授
頼	思好	東京大学大学院博士課程
森	由利亜	早稻田大学文学学術院教授
中村	未来	福岡大学人文学部専任講師
坂内	榮夫	岐阜大学教育学部教授
佐々木	聰	日本学術振興会特別研究員PD
坂出	祥伸	關西大学名誉教授
廣瀬	直記	早稻田大学非常勤講師
山田	俊	熊本県立大学文学部教授